

清涼飲料水の規格基準の改正について

1. 経緯及び現状

コーデックス委員会におけるナチュラルミネラルウォーター等の規格の設定及び我が国の水道法の水質基準改正の動きを受け、平成 14 年 10 月 3 日及び同年 11 月 12 日の食品規格部会において、清涼飲料水に係る規格基準の改正について審議が行われた結果、以下の結論が取りまとめられた。

- ① ミネラルウォーター類については、製品の基準とする
- ② ミネラルウォーター類については、無殺菌・無除菌製品と殺菌等の処理済み製品に分類して検討する
- ③ 化学物質等に係る規格基準については、水道法の水質基準の改正後、項目及び基準値を検討する
- ④ 食品製造用水（飲用適の水）については、用途等の整理を行った上で検討する
- ⑤ 微生物に係る規格基準については、コーデックス規格との整合性及びカビ等の検討が必要である

なお、平成 15 年 7 月 1 日に食品安全委員会が設立されたことから、同日付けで清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価を依頼し（化学物質 48 項目、農薬 93 項目）、これまでに 35 物質（化学物質 24 項目、農薬 11 項目）について評価結果を受理している（平成 21 年 6 月現在）。

（参考）平成 15 年 5 月 30 日：水道法水質基準改正（平成 16 年 4 月 1 日施行）
2004 年（平成 16 年）：WHO 飲料水水質ガイドライン改正

2. 当面の検討課題

- (1) 飲用適の水（食品製造用水）の取扱いの整理
- (2) ミネラルウォーター類の原水基準の取扱いの整理
- (3) 残留農薬等のポジティブリスト制度との整合
- (4) 化学物質（農薬を除く）の基準値選定方針の決定